

質問回答

2014年11月28日

「中央アジア地域キルギス・タジキスタン農業セクター情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」(公示日:2014年11月19日)について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|---|
| 1 | P 22 第3 技術提案書作成要領 3.1 コンサルタント等の経験、能力等 P 27 第3 技術提案書作成要領 3.3 業務従事予定者の経験・能力等 シ. | <p>コンサルタント等の類似業務の経験について原則として過去10年以内のものとありますが、直近で現在実施している調査について評価の対象として記載することは可能ですか。</p> <p>評価対象業務従事者の経歴のうち「特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む)」について上記同様、現在従事している業務については評価対象となりますか。</p> | <p>いずれの場合においても、評価対象となります。</p> |
| 2 | P 20-21 第3 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (6) 外国籍人材の活用 | <p>「業務主任者を除きかつ現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲」とありますが、「現地業務に従事する業務従事者数」には、業務主任者(「総括/農業政策」)の人数(1名)も含まれるのでしょうか。</p> <p>例えば、「総括/農業政策」以外に外国籍人材を2名登用する場合、総括以外に登用する日本人は1名で問題ないでしょうか。或いは、日本人を2名登用する必要がありますでしょうか。</p> | <p>「現地業務に従事する業務従事者数」には、業務主任者(「総括/農業政策」)の人数(1名)も含まれます。</p> <p>「総括/農業政策」以外に外国籍人材を2名登用する場合、入札条件を満たす限りにおいて、総括以外に登用する日本人は1名で問題ありません。</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | <p>P 32</p> <p>第4 経費精算に係る留意点</p> <p>4. 定額で計上すべき経費</p> | <p>ドラフト・ファイナルレポート及びファイナル・レポートの露文訳に係る経費として6,800,000円の計上が認められておりますが、この経費は現地で入手したロシア語文献の日本語・英語への翻訳のためにも使えるのでしょうか。あるいは現地での翻訳のためには別途(2)現地関連費 2) 一般業務費(現地支出分)として計上する必要があるのでしょうか。また、そのような経費は認められるのでしょうか。</p> | <p>定額計上すべき露文訳に係る経費については、現地で入手したロシア語文献の日本語・英語への翻訳のために使用可能です。具体的には、入札説明書 32 頁に記載のとおり「露文 和文:2,000,000 円」が、ロシア語文献の翻訳に係る経費として想定されています。</p> <p>現地で入手したロシア語文献の日本語・英語への翻訳に係る経費を別途(2)現地関連費 2)一般業務費(現地支出分)として計上する必要はなく、定額計上する成果品作成費の一部として証拠書類に基づく精算を行います。</p> |
|---|---|---|---|

以上